

東京工業大学すずかけJ3棟整備等事業 入札説明書等に関する質問への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
1	0000_入札説明書	7	13	4. (1)③5 設計に当たる者の資格要件(業務実績)	設計に当たる者の資格要件(業務実績)として「鉄骨造12階建以上かつ延べ面積6,500㎡以上の研究施設、校舎、事務所又は庁舎の設計業務実績があること」とありますが、設計業務を複数の者で実施する場合、そのうちの1者が同設計業務実績を有すればよろしいとの理解で宜しいですか。	入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社のうち、設計業務に当たる者は、設計業務に係る参加要件をすべて満たす必要があります。
2	0000_入札説明書	7	16	4. (1)③ア6 ※4 管理技術者及び主任担当技術者	「平成11年度以降に担当者(相当程度の責任をもって業務に従事した者)として、上記5)に示す設計業務実績を有する管理技術者(※1)及び主任担当技術者(※2、建築分野・構造分野・電気分野・機械分野)を専任で配置できること」とありますが、各分野配置予定者のすべてが、5)に示す設計業務実績が必要とのことですか。また、※4「本要件6)は、設計業務を複数の者で実施する場合、当該複数の者によって満たされれば良いものとする」とありますが、この記述内容の意図することを教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、設計業務を複数の者で実施する場合に、1者で要件6)を全て満たす必要はなく、複数の者で満たされれば良いということです。
3	0000_入札説明書	7	19	4. (1)③ア6)設計に当たる者の要件	管理技術者及び主任担当者を専任で配置できることとありますが、常駐ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	0000_入札説明書	8	20	4. (1)③イ3 建設に当たる者の資格要件(業務実績)	建設に当たる者の資格要件(業務実績)として「平成11年度以降に元請として完成・引渡しが完了したもので、鉄骨造12階建以上かつ延べ面積6,500㎡以上の研究施設、校舎、事務所又は庁舎の建設業務実績があること」とありますが、複合用途の場合の該当延べ面積(共用部分の取り扱い等)の算出方法につき教示願います。	複合用途の場合は、当該資格要件を満たす部分の面積(共用部分と見なされる部分は按分する)が同建設業務実績の条件を満たす必要があります。
5	0000_入札説明書	9	1	4. (1)③イ5)建設に当たる者の要件	それぞれⅠからⅢに示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を専任で配置するとありますが、それぞれの資格を有していれば兼任でも可能との理解でよろしいでしょうか。 Ⅱ、Ⅲについては常駐でなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、建築一式工事、電気工事並びに管工事に当たる入札参加者又は協力会社のそれぞれが、当該技術者を専任で配置する必要があります。工事区分を兼ねている場合は、それぞれの資格要件を満たしていれば技術者の兼任は可能です。 後段については、ご理解のとおりです。
6	0000_入札説明書	9	1	4. (1)③イ5)建設に当たる者の要件	専任配置の期間は工事着手から完成との理解でよろしいでしょうか。通常の官庁発注工事と違いPFI事業の場合は、参加申請から工事着工まで相当の期間を要します。参加申請からの専任でないならば資格要件を満たしていれば今回申請する配員の変更は可能でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、配置予定技術者の変更は原則として認めません。競争参加資格確認申請書の提出時において、専任で配置する者を決定できない場合は、資格要件を満たす複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出してください。
7	0000_入札説明書	10	19	4. (1)③エ	維持管理に当たる者の参加資格要件に関し、「レンタルラボの入居者募集業務を除く」とありますが、レンタルラボの入居者募集業務に関しては、業務を行ううえで特に資格は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	0000_入札説明書	10	19	エ 維持管理(レンタルラボへの入居者募集業務を除く)に当たる者は次の要件をすべて満たすこと。	二社以上の維持管理企業が業務を担当する場合、全ての企業が本項で示される要件を満たす必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	0000_入札説明書	10	24	4. (1)③エ2) 維持管理企業の必要資格	業務を実施するのに必要とする資格を有していることを証明した者であること、とありますが必要とする資格とは具体的にどのような資格でしょうか。	実施する維持管理業務の内容に応じた各種関係法令(「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号)等)を踏まえ、必要と思われる資格を事業者において確認してください。
10	0000_入札説明書	12	15	4. (2)⑨ 構成員等の変更等	入札参加企業又は入札参加グループの構成員もしくは協力会社の追加及び変更は認めない。とありますが、入札参加表明書提出時に記載した構成員もしくは協力会社から追加及び変更は出来ないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	5000_(資料5) 様式集	13		様式3-4 一般競争入札参加資格確認申請書	「添付書類名及び部数を記載すること」とありますが、【様式3-4】の次ページに、添付書類名及び部数の表を作成し纏める事で宜しいですか。	添付する必要書類の数が多く、様式3-4に収まらない場合は、添付書類名及び部数の表をページに記載することも可能です。
12	5000_(資料5) 様式集	14		様式3-5-11 設計実績等	下段※1「複数の設計会社が入札参加者又は協力会社となる場合は、会社ごとに本様式を作成してください」とありますが、設計業務を複数の者で実施する場合、そのうち資格要件である「設計業務実績」を有しない会社は、「設計業務実績の内容」欄の記入は不要との理解で宜しいですか。	No.1の回答を参照してください。設計業務実績のない者が本事業の入札参加者又は協力会社になることはできません。
13	5000_(資料5) 様式集	23	18	(様式3-9) 添付書類提出確認書	資料①～⑭までの書類のうち、維持管理企業は⑩のみを提出すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	文部科学省の競争参加者の資格を有していない企業は、①～⑭までの資料を提出する必要があります。また、入札説明書において提出を求めている書類は全て提出する必要があります。
14	5000_(資料5) 様式集	23		維持管理企業の資格	維持管理企業の資格を証明するものとは、資格証の写しを添付すれば構わないということでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、維持管理企業の資格についてはNo.9の回答を併せて参照してください。